関西生コン弾圧事件ニュース　NO.37　2020年６月14日

＜本号３ページ＞

大阪第2次事件、10月8日判決へ

6/12公判で論告と弁論

●正当な組合活動の範囲を企業別労使関係に矮小化
運賃値上げ要求の正当性も否定

６月 12 日 13:30 から大阪ストライキ第２次事件の公判が大阪地裁であり、検察が論告、弁護側が弁論をおこなった。

検察側の論告要旨は 84 ページという長大なもの。関生支部が「運賃引き上げの約束を守れ」と要求した 2017 年 12 月のストライキについて、「ストライキと称して労働組合の正当な活動であるかのように装って」、労使関係がなく争議行為の対象となり得ない業者の出荷業務を妨害したものであり、威力業務妨害罪の構成要件に該当し、違法性も阻却される余地がないとした。

検察は、団体交渉の対象や争議行為が正当化されるのは雇用関係が存在する企業との間だけであり、「輸送運賃の値上げは争議行為の正当な目的となり得ない」、関生支部のストと称する威力業務妨害行為の目的は、関生支部の要求に「堂々と抵抗する広域協組執行部に敵意や危機感を募らせ」（傍点は引用者）、大阪広域生コン協組等を掌握することにあったと主張している。

他方、運賃引き上げ実施を明記した業界と労働組合の労働協約を履行しなかった大阪広域協組の責任は見事なまでに免罪されている。事実経過を歪曲して労働組合活動のあり方を矮小化し、従順な企業内労組だけしか容認しないとする権力や資本の身勝手な本音がむき出しになった作文というほかない。検察は、大阪広域協組の守護神を任じているかのようである。

●西山執行委員らに懲役２年６月を求刑

そのうえで検察は、西山直洋執行委員ほか１名に対し、懲役２年６月を求刑した。

これに対し弁護団は、生コン業界再建にむけた関生支部と大阪広域生コン協組の協力関係、大同団結の実現と価格適正化の進展、運賃引き上げを約束する労働協約締結の経過など、事実関係をふまえた弁論を展開。西山執行委員らの無罪を主張した。

大阪２次事件はこの日の公判で結審。判決言い渡しは 10 月８日（木）10 時からとなった。

なお、大阪ストライキ事件は２つに分けて審理されている。１次事件がストライキ行動の現場にいた組合員らの裁判。２次事件は武委員長、西山執行委員、元副委員長ら現場にはいなかった役員らの裁判。今回の論告・弁論はこの２次事件なのだが、武委員長の裁判は分離して大津事件（コンプライアンス活動）に併合されているので、論告・弁論も別個におこなわれる。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

加茂生コン事件第2回公判（6/11）

●村田証人（社長夫人）が出廷

６月 11 日 14：00 から加茂生コン事件第２回公判が京都地裁であり、村田保美氏（村田弥数則社長夫人）が検察側請求証人として出廷した。

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合）　お問い合わせ０３－５８２０－０８６８

この証人尋問でも、驚いたことに検察の言い分で遮へい措置がとられた。傍聴席から証人が見えないように証言台を囲む。村田証人がいかに組合を怖れているかという演出である。

2017 年 10 月、加茂生コン（法人名は村田建材。奈良県木津川市加茂町）で、常用的な日々雇用運転手として働いていた労働者が関生支部に加入したことを通知し、正社員化などを要求して団体交渉を申し入れた。すると翌日、会社はタイムカードを撤去。組合員は労働者ではなく請負だと主張して団体交渉を拒否（内容証明郵便による団交申し入れも受け取り拒否）のまま、１か月後に廃業を通知した。これに対し、関生支部は組合つぶしの偽装閉鎖と判断して工場付近で監視活動を開始した。

●クサい芝居

村田証人は、この監視活動がいかに「こわかった」かをとうとうと語った。「身の危険を感じた」「仕事に支障」「お客さまもこわがって帰られた」などと、涙声まじりでくりかえす。表情が見えないが、言いよどむことはない。

検事「連帯に対し、どういう思いですか？」

村田「精神的に追い詰められて笑うこともできない」

検事「どんな処罰を求めますか？」

村田「厳罰にという強い気持ちで一杯です」

あまりに芝居がかっていて、ときおり傍聴席から失笑がもれる。

●裁判長「素直に答えて」

これに対する弁護側の反対尋問。村田証人は一転してのらりくらり。

弁護団「組合員は日雇いでしたか？」

村田「請負だと思っていた」

弁護団「月平均で何日働いていた？」

村田「平均という意味がわからない」

弁護団「20 日くらいか？」

村田「そうですかね」

弁護団「賃金から一般保険料を控除していたのはどうして？」

（検事「異議アリ！ 誤導だ」。注・請負だから賃金ではないと検察は主張している）

弁護団「では報酬から控除していたのはなぜ？」

村田「わからない」

弁護団「大阪府労委の命令は読んだか？」

村田「え～（あ～でもない、こうでもない）」

弁護団「読んだか、読んでないかを答えて」

村田「読んだと思います。」

弁護団「労組法上の労働者と判断しているが？」

村田「え～（(あ～でもない、こうでもない)。わからない」

尋問がすすまず時間ばかり過ぎる。たまらず裁判長が注意する。

裁判長「読んだなら読んだと、聞かれたことに素直に答えてください。」

この事件の争点のひとつが組合員の労働者性にあること、府労委が「請負」だという会社主張を退けて明快な判断を示したことがよくわかっているから、はぐらかそうとするのだ。

●なにがこわかった？

弁護側の反対尋問がつづく。

弁護団「組合員から具体的になにを言われてこわかったのか？」

村田「あったんんです。あったんです。いまちょっと出てこないんですけど･･･」

弁護団「家に連帯が来るのを心配されていたということだが、実際に来たのか？」

村田「わからない」

検察の作戦は村田保美証人に被害感情を訴えさせることで、関生支部がいかに乱暴な言動で会社を脅していたかを裁判所に印象付けようというものだったのだろう。だが、具体的事実を証言することができず作戦は破たんしていた。

他方、組合側の反対尋問によって、村田証人は顧問弁護士のアドバイスに従って当初から団交拒否の強固な意志を貫いたこと、組合加入の通知があった後に廃業を決めたことなどを認めることとなり、不当労働行為意思が一貫していたことがあきらかにされた。

なお、第２回公判ではこの後、組合の安井執行委員の尋問がおこなわれたのだが、村田証人が時間を無駄遣いしたため中途で終了した。

第３回公判は８月６日（木）14 時から。